

富山県がん対策推進協議会 部会設置要綱

(趣 旨)

第1条 富山県がん対策推進協議会規則第5条の規定に基づき、富山県がん対策推進協議会に、がん診療体制部会、がん予防検診部会及びがん登録部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、がん診療体制の整備、がん検診の推進及び全国がん登録制度の円滑な実施のための重要事項について専門的に調査審議するものとする。

(組 織)

第3条 部会の委員は、県、市町村、医療、保健等に関する団体及び機関並びにがん対策に主体的に関与する民間団体の代表者等のうちから知事が任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を代理する。

(役 員)

第5条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から会長が指名する

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第6条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 部会の庶務は、富山県厚生部において処理する。

(細 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱されるがん登録部会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までとする。